

鮭をめぐる相剋史

—日本海の汚染防止に向けて—

芳 井 研 一（新潟大学）

はじめに

日本海やベーリング海を回遊する鮭にとって、海の清浄と種維持のために産卵する清河は不可欠である。鮭にとっては天敵であるものの、日常の食生活の一環を漁業資源に依拠している地域住民も、海河の汚染に無関心ではいられない。

渋谷武はかつて「環日本海交流圏の課題」として、環日本海海洋資源生物育成協働連帯機構の創設を提案した。私は、関係国と地域によって日本海の汚染防止協定を締結することがとりあえず必要だと思っている。清浄な河海なしには生きられない鮭をめぐる相剋史の一端を探り始めたのは、その作業を通して鮭文化をめぐる何らかの共通認識を得ることによって、クリーンな河海への希求が高まることが期待されるからである。

I 歴史のなかの鮭

(1) 自然と共生しながら主要な食糧源を鮭に求める

アイヌの人々が鮭のことを神の魚（カムイチップ）、真の食べ物（シイベ）と呼んで大切にしたように、多くの縄文人にとって鮭は主要な蛋白源であった。新潟県巻町御井戸遺跡からは、サケとコイ科の椎骨が出土している。長野県南佐久郡北相木村柄原岩蔭や青森県八戸市類家貝塚などの縄文早期の遺跡からも、その痕跡が発掘された。一方三島郡和島村八幡林遺跡からは、鮭の記載がある8世紀の木簡が見つかった。新潟市の的場遺跡は8世紀前半から10世紀末まで300年間続いた住

居址であるが、やはり鮭の記載のある木簡が出土している。大型の浮き、鮭の歯なども出土しており、一大漁業基地兼流通拠点であったという。古来鮭鱈は、地域住民の主要な蛋白源として重宝されていた。

(2) 税としての鮭

10世紀半ばに施行された「延喜式」によると、越後からは調・庸として楚割鮭などが貢納されていた。越後の鮭は都によく知られており、『鶴衣・百魚譜』には「鮭は越路に名ありて、其国の雪にも似ず」とある。

保立道久氏によると、11世紀頃の越後の中央寺社への鮭の貢納は盛大で、国衙の鮭漁は中央の支配者にとって重要な意味を持っていたという。12世紀半ばに城氏は小泉荘の現地を管理し、国領である瀬波河をめぐって在庁官人と紛争になる。地先の河海は地域住民の共同体所有の側面を持つつも、他方中央権力の「公有水面」として維持された。

近世においては、川獵に対する税のひとつとして「鮭役」が徵収された。色部氏資料の「荒川鮭役」や、信濃川沿いの川口村などの事例がある。

(3) 資源保護の対象としての鮭

しかし重要な漁業資源である鮭は、乱獲等により近世後期には枯渇化の様相を呈する。鈴木牧之の『北越雪譜』には、「我が若年のころは鮭あまたとれたるゆえその価もいやしかりしが、近年は捕うる事少なきゆえ価もおのづからむかしに倍せ

り」とある。魚野川の鮭漁は19世紀初頭には不振となっていた。

村上藩では、「種川の制」といわれる鮭の増殖に先駆的に乗り出す。藩の財源である運上金の確保のために何としても鮭資源を維持する必要があったとはいっても、ここに乱獲から保護への転換が見られたことは注目される。

II 開発と鮭漁

(1) 亂獲に対する県当局の鮭保護

乱獲は明治維新後も続いたので、それに対する鮭資源保護方針が示された。新潟県では1880年に稚魚捕獲禁止諭達が出された。これは長野県下を流れる信濃川上流の千曲川と犀川に放流された鮭鱒等の稚魚を、信濃川沿岸の住民が捕獲することを禁止したもので、鮭等の稚魚を保護するための諭達であった。また同年、鮭魚漁猟取締規則も制定された。鮭は「固有最大の天産にして古来より沿岸の村落漁業を以て生活する者少な」くないが、近年信濃川筋では10余年前に比べても半分に減ってしまっているので取り締まりを実施するという趣旨であった。一方新潟県では、村上藩の「種川の制」を受け継ぎ、1878年から1891年にかけて鮭の人工孵化事業が実施される。1892年から1898年にかけては農務省勸農局が、その後は新潟県淡水漁業連合会や新潟県水産試験場が、岩船郡三面川で孵化事業を行った。

(2) 開発にともなう鮭漁の不振

しかし人工孵化の努力にもかかわらず、鮭漁は農業生産力拡大の要請と工業化の波のなかで不振をかこった。第一は、農産物の増産のための治水工事である。1913年、加治川河口の松ヶ崎浜の上流にある亀代村次第浜に分水路をつくったところ、魚類の遡河がほとんど不可能になったとして、1927年に地元漁業組合が訴えた。第二は、工場の稼働によるものである。1928年に東信電気の姉妹会社である昭和肥料会社が東蒲原郡鹿瀬で肥料製

造免許の許可を受け、翌30年から製造を開始したが、それと同時に阿賀野川の下流の鮭漁が不漁になった。松ヶ崎村漁業組合は、石灰窒素を流したためであると陳情した。第三は、魚野川支流破間川筋の北越水力電気発電所問題である。

『鮭鱒聚苑』には、越後国北魚沼郡破間川の源流の黒又川・平石川で淵潛瀬潜という鱒をとる珍しい漁法が紹介されている。その破間川筋は、1910年代に北越水力電気発電所が設置されるときに設けられた堰堤によって「遡河魚族の激減を來し」た。さらに1926年に須原発電所の4キロ上流に上條発電所を設置した時に、「魚類の遡河不可能にして魚類将に絶滅せんとする悲境に」陥ったという。1910年代以降盛んになった発電所設置にともない、鮭鱒が追い出された様子がわかる。

III 信濃川発電所と鮭

そして信濃川の鮭漁に決定的打撃となったのは、鉄道省と東京電灯による信濃川発電所の建設である。鉄道省信濃川発電所による減水は、沿岸漁業に大きな打撃を与えたが、それに対する保障が不十分であったとして1942年に魚沼郡漁業者が陳情している。また東京電燈信濃川発電所の水利権は1918年に長野と新潟の両県から許可され、工事が進められたが、その工事のため「被害を及ぼすこと大なり」だったという。発電所の堰の脇に魚道をつくったものの、ほとんど機能せず、犀川等への鮭の遡上は事実上不可能となった。

おわりに

このように鮭をめぐる相剋史を一瞥したことから言えることの第一は、やはり水利権の再定義が必要であろう。河海をめぐって共同体的な所有と中央権力による「公有水面」との相剋が見られつつ現在に至るが、水利権や漁業権を含めこれを「協生水面」としてとらえ直すことが求められよう。第二に、農業生産力の発展や工業化を旗印とした開発をふり返りつつ、将来を見据えて鮭が遡

上する川を回復することが必要である。そのことは日本海の汚染防止に直接結びつく。したがって第三に1974年にUNEP（国連環境計画）が指摘した「閉鎖性水域の海洋汚染の管理と海洋及び沿岸域の資源の管理」のための条約を、河海を共有す

る沿岸住民が中心になって締結し、実行することが求められる。そのシンボルとしてたとえば鮭の生息環境を整える様々の試みは、「日本海とその流域の環境保全による持続可能な発展」を地域住民にもたらすことになる。

COMMENT

渋 谷 武（新潟大学名誉教授）

この報告は、鮭をめぐる歴史的相剋の示唆する問題として「水利権」の再定義の必要と、開発に伴う問題、及び海洋汚染管理と資源管理についての問題の所在を明らかにしている。環日本海学会がその創設に際して構想した学際的研究の推進についての一つの具体的問題提起として貴重な報告である。

報告に指摘される水利権・漁業権の問題に関しては、西欧近代法体系全体を通じて流れる「自己主張」「自己防衛」「他者排除」「他者否定」に終始する問題の検討、「協生」の法理論形成の必要を示唆している。その意味で、河海の共同体的所有、里山に関連する入会権に通ずる漁業権と「公有水面」の問題を越えた新しい視座に立つ「協生水面」の問題提起を法理論に求めることになる。第二に提起される工業化に伴う生産力の拡大発展に伴う問題については、太陽系宇宙の中に存在す

る地球惑星空間に存在する諸物の一つとしての人間の地球における生存の作法が解明される必要を示す。そして第三に指摘されるUNEP（国連環境計画）の指摘する条約の締結問題に関しては、地球惑星の存在条件、その歴史的諸問題についての研究と関連して、この海そのもの、この海の存在を支える諸条件、そこに存在する諸物についての尊重の倫理・道徳の形成にいたる哲学的・道徳的検討のための、この地域に生活する人々の幅広い多角的・多面的情報に関する交流・交換、交歓の場が設定される体制の整備を求めるものである。

この分科会における、荒井信雄、本間義治両会員の報告及び関連するコメントも、均しく海洋資源に関連する国際関係的資源利用体制、海洋生物環境の現状を解明し、とともに、学際的、国際的研究の実践的役割をもつものであり、この分科会の司会を務めさせていただいたことに感謝する。